（歯周組織の処置）

Ｉ０１０　歯周疾患処置（１口腔１回につき）　14点

注　特定薬剤を用いて行った場合に算定する。

Ｉ０１１　歯周基本治療

１　スケーリング（３分の１顎につき）　66点

２　スケーリング・ルートプレーニング（１歯につき）

イ　前歯　60点

ロ　小臼歯　64点

ハ　大臼歯　72点

３　歯周ポケット掻爬（１歯につき）

イ　前歯　60点

ロ　小臼歯　64点

ハ　大臼歯　72点

注１　１については、同時に３分の１顎を超えて行った場合は、３分の１顎を増すごとに、38点を所定点数に加算する。

２　同一部位に２回以上同一の区分に係る歯周基本治療を行った場合、２回目以降の費用は、所定点数（１については、注１の加算を含む。）の100分の50に相当する点数により算定する。

３　区分番号Ｉ０１１－２に掲げる歯周病安定期治療を開始した日以降は、算定できない。

４　麻酔及び特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

５　区分番号Ｄ００２の３に掲げる混合歯列期歯周病検査に基づく歯周基本治療については、１により算定する。

Ｉ０１１－２　歯周病安定期治療

１　１歯以上10歯未満　200点

２　10歯以上20歯未満　250点

３　20歯以上　350点

注１　一連の歯周病治療終了後、一時的に病状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持するためのプラークコントロール、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、**咬**合調整及び機械的歯面清掃等の継続的な治療（以下この表において「歯周病安定期治療」という。）を開始した場合は、それぞれの区分に従い月１回を限度として算定する。

２　２回目以降の歯周病安定期治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して２月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合等の歯周病安定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる場合は、この限りでない。

３　歯周病安定期治療を開始した後、病状の変化により歯周外科手術を実施した場合は、歯周精密検査により再び病状が安定し継続的な治療が必要であると判断されるまでの間は、歯周病安定期治療は算定できない。

４　歯周病安定期治療を開始した日以降に歯周外科手術を実施した場合は、所定点数の100分の30に相当する点数により算定する。

Ｉ０１１－３　歯周基本治療処置（１口腔につき）　10点

注１　区分番号Ｉ０１１に掲げる歯周基本治療を行った部位に対して、薬剤等により歯周疾患の処置（区分番号Ｉ０１０に掲げる歯周疾患処置を除く。）を行った場合は、月１回を限度として算定する。

２　区分番号Ｉ０１０に掲げる歯周疾患処置を算定した月は、歯周基本治療処置は別に算定できない。

３　薬剤等に係る費用は、所定点数に含まれる。

（その他の処置）

Ｉ０１４　暫間固定

１　簡単なもの　200点

２　困難なもの　500点

３　著しく困難なもの　650点

Ｉ０１４－２　暫間固定装置修理

１　簡単なもの　70点

２　困難なもの　220点

Ｉ０１５　口唇プロテクター　290点

Ｉ０１６　線副子（１顎につき）　650点

Ｉ０１７　床副子

１　簡単なもの　650点

２　困難なもの　1,500点

３　著しく困難なもの　2,000点

４　摂食機能の改善を目的とするもの（舌接触補助床）

イ　新たに製作した場合　2,000点

ロ　旧義歯を用いた場合　500点

Ｉ０１７－２　床副子調整（１口腔につき）

１　睡眠時無呼吸症候群の治療法としての**咬**合床の場合　120点

２　**咬**合挙上副子の場合　220点

注１　１については、新たに製作した睡眠時無呼吸症候群の治療法としての**咬**合床の装着時又は装着後１月以内に製作を行った保険医療機関において適合を図るための調整を行った場合に、１回を限度として算定する。

２　同一の患者について１月以内に床副子調整を２回以上行った場合は、床副子調整は１回とし、第１回の調整を行ったときに算定する。

Ｉ０１７－３　顎外固定

１　簡単なもの　600点

２　困難なもの　1,500点

Ｉ０１８　歯周治療用装置

１　冠形態のもの（１歯につき）　50点

２　床義歯形態のもの（１装置につき）　750点

注１　区分番号Ｄ００２に掲げる歯周病検査（２に限る。）を実施した患者に対して算定する。

２　印象採得、特定保険医療材料等の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ０１９　歯冠修復物又は補綴物の除去（１歯につき）

１　簡単なもの　16点

２　困難なもの　32点

３　根管内ポストを有する鋳造体の除去　54点

Ｉ０２０　暫間固定装置の除去（１装置につき）　30点

Ｉ０２１　根管内異物除去（１歯につき）　150点

Ｉ０２２　有床義歯床下粘膜調整処置（１顎１回につき）　110点